

戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)
「サーキュラーエコノミーシステムの構築」推進委員会の設置について

令和5年5月15日
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
(改訂:令和6年9月5日)

1 趣旨

「科学技術イノベーション創造推進費の基本方針」(平成26年5月23日、総合科学技術会議決定、令和4年12月23日最終改正)及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」(平成26年5月23日ガバニングボード決定、令和4年12月23日最終改正)に基づき、SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第3期の課題である「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進にあたり、「社会実装に向けた戦略及び研開発計画」(以下「戦略及び計画」という。)の作成や実施等に必要な調整等を行うため、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」推進委員会(以下、「推進委員会」という。)を設置する。

2 検討事項

推進委員会は、当該課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」の策定及び改定や実施等に必要な調整等を行う。

具体的には以下について検討を行う。

- ① 社会実装に向けた戦略に関すること。
 - ・技術だけでなく、事業、制度、社会受容性、人材の5つの視点での戦略
 - ・実用化・事業化戦略およびSIP終了後のエグジット戦略
 - ・民間企業の参画・活動を促すインセンティブ、マッチングファンド条件
- ② 実施内容、目標に関すること。
 - ・知財戦略・標準化戦略
 - ・社会実装に向けた戦略に対する各研究開発テーマの内容、目標の整合性
- ③ 体制に関すること。
 - ・府省連携・産官学連携
 - ・課題内テーマ間連携
 - ・課題間連携
 - ・データ連携
- ④ マネジメント、成果の管理・活用に関すること。
 - ・5つの視点での Readiness Level(XRL)での進捗管理
 - ・課題内のデータマネジメントプランに基づくデータ管理
 - ・成果の対外発信
- ⑤ BRIDGEの関連分野の各省庁施策に対する提案、助言及び支援に関すること。
- ⑥ その他、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の推進に際し必要な事項。

3 構成および運営

- (1) 推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 推進委員会の委員長は、プログラムディレクターが務める。
- (3) 推進委員会は、委員長が召集する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員の参加対象を限定し、また、推進委員会の構成員以外の者をオブザーバとして推進委員会に出席させることができる。
- (5) 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は委員長が事務局と相談のうえ行う。
- (6) 上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が内閣府と相談のうえ定める。

4 設置期間

令和5年5月15日から事業終了時まで。

5 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局課題担当グループが務める。

戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)
「サーキュラーエコノミーシステムの構築」推進委員会 構成員名簿

構成員

<委員長(プログラムディレクター)>

伊藤 耕三 (東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授)

<委員長代理(サブプログラムディレクター 兼 プロジェクトマネージャー)>

岡部 朋永 (東北大学大学院 工学研究科 教授)

<サブプログラムディレクター> (五十音順)

梅田 靖 (東京大学大学院 附属人工物工学研究センター 教授)

唐沢 かおり (東京大学大学院 人文社会系研究科 教授)

小松 秀樹 (グローバル・ブレイン株式会社 エグゼクティブフェロー)

高岡 昌輝 (京都大学大学院 工学研究科 教授)

張田 真 (株式会社 HARITA 代表取締役)

<内閣府課題担当(事務局)>

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 統合戦略(エネルギー環境)担当

<関係省庁>

(建制順)

デジタル庁 国民向けサービスグループ企業間取引班

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループトラスト班

文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課

経済産業省 製造産業局 素材産業課 革新素材室

経済産業省 GX グループ 資源循環経済課

環境省 大臣官房 総合政策課 環境研究技術室

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

<研究推進法人>

独立行政法人環境再生保全機構 環境研究総合推進部

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)
「サーキュラーエコノミーシステムの構築」推進委員会運営要領

令和5年5月15日
「サーキュラーエコノミーシステムの構築」
推進委員会議長 プログラムディレクター
伊藤 耕三

(推進委員会の運営)

第1条 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「サーキュラーエコノミーシステムの構築」推進委員会(以下、「推進委員会」という)の議事の手続き、その他推進委員会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(議長)

第2条 議長は、推進委員会の事務を掌理する。

2 議長が推進委員会に出席できない場合は、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 構成員が推進委員会を欠席する場合は、代理人を出席させ、または他の構成員に代理を委任することができる。

2 推進委員会を欠席する構成員は、議長または内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)(以下、「内閣府」という)を通じて、書面により意見を提出することができる。

(構成員の退席)

第4条 議長は、研究開発の内容、目標等の検討に当たり、構成員の出席が将来の研究開発の進捗管理等に支障を生じる可能性があると判断した場合は、当該検討に係る議事について当該構成員の退席を命じることができる。

(議事)

第5条 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は議長が内閣府と相談のうえ行う。

(公開)

第6条 推進委員会の会議は原則として公開する。ただし、議長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により推進委員会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(内容の公表等)

第7条 議長は、推進委員会における調整、検討の内容等を、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、議長が公表しないことが適当であるとしたときは、内閣府と相談のうえ、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、議長が内閣府と相談のうえ定める。